



報道機関各位

平成26年10月1日

健康福祉部健康増進課感染症・疾病対策グループ  
 担当者 竹内、西田、手賀  
 電話番号 0776-20-0348、0352  
 県庁内線番号 2620、2628

## 水痘と高齢者の肺炎球菌の定期予防接種が始まりました！ 予防接種の広域化が始まりました！

本日から、水痘（みずぼうそう）と高齢者の肺炎球菌の定期予防接種（予防接種法に基づく予防接種）が開始しましたので、お知らせします。

また、併せて、福井県医師会、県内各郡市区等医師会および福井県小児科医会の協力の下、子どもの定期予防接種を県内全域で本日から広域化しました。県内の定期予防接種の対象者は、広域的予防接種を行う県内173の指定医療機関であれば、居住する市町外であっても定期予防接種を受けることができます。

つきましては、これらのことについて、県民の皆様にご案内させていただきますようお願いいたします。

### 1 新たな定期予防接種

疾病名	水痘（みずぼうそう）	高齢者の肺炎球菌
使用するワクチン	乾燥弱毒生水痘ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン
今年度（H26.10.1～H27.3.31）の対象者	実際に受ける時点での年齢が ① 1歳～2歳（3歳の誕生日の前日まで） ②【経過措置】3歳～4歳（5歳の誕生日の前日まで）	①今年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳となる方 ②100歳以上の方 ③60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方
接種回数	① 2回（3か月以上の間隔をおく） ② 1回	①～③ 1回
自己負担	なし	あり （自己負担額は、市町により異なります。）
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に水痘にかかった方は対象外です。</li> <li>任意接種として既に接種している方は、接種した回数分の接種を受けたものとみなします。</li> <li>②の経過措置は、今年度限りです。</li> <li>予防接種広域化の対象です。</li> <li>今年は水痘の患者が、平年より多く報告されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①、②の対象者の接種期間は、今年度（H26.10.1～H27.3.31）のみです。</li> <li>過去に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンの接種を受けたことがある方は、対象外となります。</li> <li>予防接種広域化の対象外です。</li> </ul>

## 2 広域的予防接種の概要

対象予防接種	A類定期予防接種 (高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌は対象ではありません。)
対象者	県内に居住するA類定期予防接種の対象者で、以下のいずれかを満たす方 ○かかりつけ医が指定区域外にいる方 ○基礎疾患等を有する方 ○里帰り出産等で一時的に指定区域外にいる方 ○指定区域外の施設入所者 ○その他、やむを得ない事情がある方  ※指定区域（居住する市町が指定する区域。1市町内の場合もあれば、複数の市町にまたがる場合もある。）
広域的予防接種の区域	福井県内全域
広域的予防接種を行う医療機関数	173機関 ※医療機関の一覧を、県のホームページにて公開しています。 <a href="http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/kouikisessyu.html">http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/kouikisessyu.html</a>
接種期間	通年
留意点	・対象者は、事前に居住する市町に連絡する、または承諾を得る必要がある場合がある。 ・対象者は指定医療機関に事前に予約が必要
開始日	平成26年10月1日（水痘の定期予防接種の開始する日）

<参考> 予防接種の広域化により、次のように変わりました。

例1) A市に住んでいる児が、かかりつけ医がいるB市の甲医療機関で定期予防接種を実施する場合

例2) A市に住んでいる児が、母親の出産に伴いB市に里帰りし、B市の甲医療機関で定期予防接種を実施する場合

(従来) 原則として甲医療機関での接種を認めていないため、A市内の医療機関で接種することになる。

(本日から) 事前に甲医療機関（指定医療機関）に予約の上、接種することが可能である。

